

議案第四十一号

港区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和二年五月十二日

提出者 港区長 武井雅昭

港区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
港区職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十年港区条例第六号）の一部を次のように改正する。

付則第一項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

付則第二項に見出しとして「（経過措置）」を付する。

付則に次の見出し及び三項を加える。

（防疫等業務手当の特例）

3 保健所に勤務する職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第一条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）から区民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る

業務であつて、区規則で定めるものに従事したときは、防疫等業務手当を支給する。この場合において、第六条の規定は、適用しない。

4 前項に規定する手当の額は、従事した日一日につき四千円を超えない範囲内において、区規則で定める。

5 付則第三項の規定により防疫等業務手当を支給する場合においては、第十二条中「第三条から前条まで」とあるのは、「第三条から前条まで（第六条を除く。）及び付則第三項」とする。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の港区職員の特殊勤務手当に関する条例付則第三項から第五項までの規定は、令和二年一月二十七日以後の勤務について適用する。

（説 明）

職員の特殊勤務手当の特例を定めるため、本案を提出いたします。